

可児市農業委員会令和2年 第1回農業委員会総会議事録

開催日時	令和2年1月6日（月）午後3時30分から5時00分
開催場所	可児市役所 5階 全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、 大澤 正幸、 可児 勉、 井藤 平榮、 勝野 英俊、 日比野泰成、 二宮 章二、 鈴木 啓之、 奥村 武司、 續木 明彦、 兼松 君子、 高木 伸敏、 渡邊 千春、 山田 照男
農地利用最適化推進委員	浅野 忠、 三宅 祥雅、 奥村 久光、 長谷川謙司、 溝口 茂、 鈴木 好則、 可児すみ子、 栗本 京治、 溝口 知春
欠席委員	なし
事務局	事務局長 渡辺 達也、課長 鈴木 広行、係長 加藤 哲利、主任主査 金沢 貴
議案	第1号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第3号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
議長 (菱川会長)	<p>令和2年第1回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には公私共に大変ご多忙の中ご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の農業委員の出席は14名で定足数に達しております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員の出席は9名です。</p> <p>これより、令和2年第1回可児市農業委員会総会を開会します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>なお、本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の署名委員は議長において、13番渡邊千春委員、14番山田照男委員の両名を指名します。</p>
議長	<p>日程第2、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>日程第2、議案第1号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について説明します。</p> <p>今回の申請は4件です。</p> <p>受付番号1番は、中恵土の方が農地転用の許可を求めるものです。</p> <p>土地の概要は、中恵土字新屋敷外1筆、地目は畑、面積は合計153㎡で農振白地の3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般個人住宅を建築するとのことです。</p>

雨水の排水は道路側溝へ排水、汚水の排水はありません。

なお、無断転用に対する始末書が申請書に添付されています。これは、自宅の東西を農地法の許可を得ないで平成 28 年頃埋め立て、宅地として使用していたことに対するものです。

受付番号 2 番は、中恵土の方が農地転用の許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字助太郎外 1 筆、地目は畑、面積は合計 2,477 m²のうち 670 m²で農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、隣接する住宅の車庫、倉庫の敷地及び進入路、駐車場を整備することです。

雨水の排水は道路側溝へ排水、汚水の排水はありません。

なお、無断転用に対する始末書が申請書に添付されています。これは、農地法の許可を得ないで、平成 7 年 10 月頃から自宅の南を庭として、北側を車庫と倉庫を建築していたことに対するものです。

受付番号 3 番は、本巢市の方が農地転用の許可を求めるものです。

土地の概要は、下切字古入洞外 1 筆、地目は田と畑、面積は合計 323 m²のうち 164 m²で農振白地の 2 種農地と判断されます。

転用目的は、一般個人住宅の物置敷地にするということです。

周辺農地への被害防除策は、既存の石積みにより土砂等の流出を防ぐとしています。

雨水の排水は道路側溝へ排水、汚水の排水はありません。

なお、無断転用に対する始末書が申請書に添付されています。これは、昭和 50 年頃から農地法の許可を得ないで、物置建築を目的に埋め立てたことに対するものです。

受付番号 4 番は、取り下げになりました。

受付番号 5 番は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字野林、地目は田、面積は 344 m²のうち 79 m²で農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、一般個人住宅を建築することです。

雨水の排水は自然浸透、汚水の排水はありません。

なお、無断転用に対する始末書が申請書に添付されています。これは、平成 16 年 3 月に申請者の父が農地法の許可を得ないで、車庫を建築していたことに対するものです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。

受付番号 1 番と 2 番、中恵土をお願いします。

山 田 委 員

14 番山田が説明します。

受付番号 1 番ですが、場所は中恵土地区センターより西北に 400m、前波集会所のすぐ裏になります。隣りは、先月総会で審議した土地です。始末書が出ていますが、現況は農地というより既に宅地化されており、自宅の左右が対象物件になります。雨水排水は道路側溝へ流されており、農業用水には支障ないと思われれますので、ご審議の程よろしくお願いします。

受付番号2について説明します。

場所は国道21号線の川合口交差点のすぐ近くです。雨水排水は道路側溝へ流されており、農業用水には支障なく問題はないと思われます。

なお、農地を無断で使用していたことに対して始末書が出ています。

議 長 受付番号3番、下切お願いします。

溝口(茂)委員 推進委員5番の溝口が報告します。

現地は、下切八幡神社の南側の集落内にあります。現地の裏は山林で小屋が建っていますが、既に朽ちて危ない状態でした。所有者は本巢の人で、今回一般個人住宅の物置敷地にされるということですが、許可を受けずして物置の建築を目的として埋め立てをしてしまいましたという旨の内容の始末書が出ています。特に農業用水への影響とかはなく問題はないと思います。

議 長 受付番号5番、下恵土お願いします。

可児(勉)委員 3番の可児が発表します。

場所は下恵土にできましたスーパーのすぐ東側です。ここは既にプレハブの車庫が平成16年3月に建てられており、そのため始末書を添付して申請されました。

周辺は住宅地化されていくことは止むを得ないと見てまいりました。一般基準判定もクリアされております。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

【意見なし】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りします。

日程第2、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、これを許可相当として市に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は許可相当として市に進達することに決しました。

議 長 日程第3、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第3、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転6件、賃借権の設定2件、使用貸借権の設定7件の合計15件です。

受付番号1番の案件は、坂祝町の方と川合の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字三ツ谷、地目は畑、面積は204㎡で農振白地の2種農地と判断されます。

転用目的は、一般個人住宅を建築するとのこと。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水となっています。

受付番号2番の案件は、中恵土の方と中恵土の方との使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字助太郎、地目は畑、面積は2,477㎡のうち36㎡で農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、自宅への進入路敷地にするとのことです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック等で土砂等の流出を防ぐとのことです。

雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。

なお、無断転用に対する始末書が申請書に添付されています。これは、農地法の許可を得ないで先々代の方が昭和から進入路として使用していたことに対するものです。

受付番号3番の案件は、川辺町の方と美濃加茂市の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字丸之内、地目は田、面積は1,185㎡で農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、4棟の分譲住宅を建築するとのことです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

雨水排水は土地改良区排水路へ排水、汚水排水は公共下水道に排水するとしています。

なお、この案件はまちづくり条例の開発基準協議及び都市計画法の開発許可の対象で、令和元年12月19日に受付されています。

受付番号4番の案件は、広見の方と愛知県岩倉市の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字貴船、地目は田、面積は737㎡で農振白地の2種農地と判断されます。

転用目的は、1棟の共同住宅を建築するとのことです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリート擁壁及びコンクリートブロックを設けることで土砂等の流出を防ぐとのことです。

雨水排水は土地改良区排水路へ排水、汚水排水は公共下水道に排水するとしています。

受付番号5番の案件は、柿田の方と柿田の方との使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、柿田字池尻、地目は畑、面積は312㎡のうち59㎡で農振白地の2種農地と判断されます。

転用目的は、自宅を増築するとのことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水はありません。

なお、無断転用に対する始末書が申請書に添付されています。これは、先月の現地確認の際、該当農地に解体中の小屋があったことに対するものです。

受付番号6番の案件は、土岐市の方と土岐市の方との使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、久々利字大萱、地目は田、面積は219 m²で農振白地の2種農地と判断されます。

転用目的は、太陽光発電施設を設置することです。

雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。

受付番号7番の案件は、二野の方と二野の方との贈与による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、二野字森本、地目は田、面積は490 m²で農振白地の1種農地と判断されます。

転用目的は、一般個人住宅を建築することです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道に排水するとしています。

受付番号8番の案件は、下切の方と下切の方との使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下切字井洞、地目は畑、面積は347 m²で農振白地の2種農地と判断されます。

転用目的は、一般個人住宅を建築することです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水するとしています。

なお、無断転用に対する始末書が申請書に添付されています。これは、昭和47年ごろから農地法の許可を得ないで設置をしたということに対するものです。

受付番号9番の案件は、下切の方と本巣市の方との使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下切字古入洞、地目は田、面積は5.09 m²で農振白地の2種農地と判断されます。

転用目的は、一般個人住宅の車庫への進入敷地にするということです。

周辺農地への被害防除策は、既存の石積みにより土砂等の流出を防ぐとしています。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水はありません。

なお、無断転用に対する始末書が申請書に添付されています。これは、昭和50年頃から農地法の許可を得ないで車庫の進入路として埋め立てていたことに対するものです。

受付番号10番の案件は、下切の方外1名と名古屋市の方との賃借権の設定で、一時転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下切字古入洞外1筆、地目は畑、面積は合計488 m²のうち207.69 m²で農振白地の2種農地と判断されます。

転用目的は、一時的に鉄塔敷地整備工事作業場として整備することです。工期は許可日から3月末までとなっています。

雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。

受付番号11番及び12番の案件は、取り下げとなっています。

受付番号 13 番の案件は、下恵土の方と広見の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字中土居、地目は田、面積は 1,235 m²のうち 1,232 m²で農振地域外の 3 種農地と判断されます

転用目的は、4 区画に宅地分譲するとのことです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道に排水するとしています。

なお、この案件はまちづくり条例の開発基準協議及び都市計画法の開発許可の対象で、令和元年 12 月 11 日に受付されています。

受付番号 14 番の案件は、下恵土の方と下恵土の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字野林外 1 筆、地目は田、面積は合計 344 m²のうち 265.41 m²で農振地域外の 3 種農地と判断されます

転用目的は、一般個人住宅を建築するとのことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道に排水するとしています。

受付番号 15 番の案件は、下恵土の方と今渡の方との使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字北林泉、地目は畑、面積は 354 m²で農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、一般個人住宅を建築するとのことです。

周辺農地への被害防除策は、擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道に排水するとしています。

受付番号 16 番の案件は、今渡の方外 1 名と東京都千代田区の法人との賃借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字大東外 1 筆、地目は畑、面積は合計 2,360 m²のうち 1,652.92 m²で農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、自動車販売業露天駐車場を整備するとのことです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。

受付番号 17 番の案件は、七宗町の方と川合の方との使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字梅白、地目は田、面積は 567 m²で農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、一般個人住宅を建築するとのことです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

雨水排水は排水路へ排水、汚水排水は公共下水道に排水するとしています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。

受付番号1番、2番、中恵土をお願いします。

山田委員 受付番号1番から2番について、14番山田が説明します。

受付番号1番の概要ですが、場所は県道御嵩犬山線本郷南交差点から南100mの位置で、近くに整形外科クリニック、こどもクリニック等があります。

周りは住宅地になりますが、雨水排水は道路側溝へということで農業用水には影響ないと思われしますので、審議のほどをお願いします。

受付番号2番の概要ですが、4条の受付番号2の案件と同じ場所になります。

入口の36㎡が本件の申請箇所になります。使用貸借権を設定するとの申請ですが、既に自宅への進入路として使われている訳で、それに対して始末書が出ています。審議のほどをお願いします。

議長 長 受付番号3番、4番、広見をお願いします。

溝口(知)委員 推進委員溝口が現地確認の報告をします。

受付番号3番ですが、これは農振除外が既に出されていて、その許可に基づいて今回農転許可申請が出てきたという解釈をしています。面積が1,000㎡を超えていまして開発基準協議が必要になるということで、その下に分譲住宅を4棟建設するということで、別段問題ないという解釈をしました。

受付番号4番ですが、ここは周辺を宅地に囲まれており、南側に農地が残っています。この農地の取水の問題が、現地確認の際に問題が少しあるとみてきました。この問題は、農地が残りますので、取水ができるか否かが問題になる訳ですので、その辺の協議が必要でないかを見てきました。それさえ解決できれば問題ないと考えています。

議長 長 受付番号5番、柿田をお願いします。

栗本委員 受付番号5番の現地確認の結果を報告します。

この場所は、以前にインターとか国道21号線の改良に伴いこの場所に移転してこられました。ここへ住んでみえて家族が増えたので増築をするということのようです。現地は既に宅地のようになっていて、余ったところを畑として使っている状況でした。問題ないと思いますが、皆さんの審議をお願いします。

議長 長 受付番号6番、久々利をお願いします。

高木委員 受付番号6番について12番高木が説明します。

場所は、久々利大萱で荒川豊蔵資料館駐車場より北へ約300mのところ。この場所の東に行くと太陽光発電施設が7箇所も設置してあります。現地確認をしたところ、一般基準判定では問題ないと思われしますので、皆様の審議をよろしくをお願いします。

議長 長 受付番号7番、二野をお願いします。

奥村(武)委員 9番奥村が説明します。

この土地は、稻荷神社の近くになります。水を取り入れるのが東側の方から1つだけでした。また一つ上の段に苗田が沢山あり、そこから割田で5つの田に水を引いており、その真ん中にある田ですので、当初水の問題が少しあるかなという感じがしていましたが、

解決できましたので何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長
溝口(茂)委員

受付番号8番、9番、10番を続けて下切申し上げます。

推進委員5番溝口から現地確認の結果を報告します。

受付番号8番は、裏が山林と所有者の畑があるところです。息子さんの住宅を建てるといことで、農業用水への影響も特になくて、始末書が出ております。これは昭和47年より周辺農地の耕作用器具を入れる物置を設置していたとのこと。他は特に問題ないと思って見てきました。

受付番号9番は、4条の受付番号3番で審議したところと一体となる場所で、始末書が添付されています。道に面した三角の5㎡の土地で、特に問題はないと見てきました。

受付番号10番は、一時転用ということ。電力会社の鉄塔があり、その鉄塔敷地を整備するため申請地を使用するということ。農業用水への影響もなく、特に問題ないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長
可児(勉)委員

受付番号13番、14番、15番、下恵土申し上げます。

3番可児が発表します。

受付番号13番は、今渡南小学校の約100m東になります。ここは以前から耕作放棄地で近所に迷惑が掛かっていた土地でした。この辺り宅地化が進んでおり、雑草が生えた土地よりもきれいになるかもと見てきました。入口が少し変則的ですが、土地改良区の水路を跨ぐことなく、隣地のところに道路の引き込みを造るということで申請が出されていますが、ここはかなり面積が広いので開発基準協議と同時進行ということ聞いていますのでよろしく申し上げます。

受付番号14番は、下恵土のスーパーマーケットのすぐ東隣ですが、先ほど4条の受付番号5番で審議いただいた案件と一体利用地です。これは一般個人住宅を造るということで、形状は鍵の手ということで宅地化されるものです。前から農地として活用されていなかったと見てきました。今回、止むを得ないとみてきました。

受付番号15番は、今渡南小学校の西約100mで、宅地化が進んでいるところです。申請者は一般個人住宅を建築するということ。周辺には影響ないように見てきましたので、ご審議をお願いします。

議 長
浅野委員

受付番号16番、今渡申し上げます。

推進委員1番浅野です。受付番号16番について現地確認の報告をします。

場所は、国道21号バイパス今渡交差点より30m北側の土地です。

転用目的は申請地を賃借して自動車販売露天駐車場を整備する形で申請が出ています。2筆で合計面積が1,652.92㎡ありますが、駐車場だけですので、開発基準協議の必要はないようです。一般基準判定として隣地所有者への説明済み、雨水排水は自然浸透です。

現地確認の結果、問題ないと思いますが、皆様のご意見をよろしく申し上げます。

議 長
大澤委員

受付番号17番、川合申し上げます。

2番の大澤から説明します。

この土地は、今の所有者の父親が10年程前に倒れられまして、施設に入所されました。その時に、この土地の利用に対する意思表示ができないということで、10年ぐらい前か

ら草の守りだけはしてみえたんですが、この程亡くなられてまして現所有者である娘さんが相続して、この土地をなぶることができるようになったということです。今回娘さんの夫の名前で住宅を造る訳ですが、大変広い宅地にされますけれども結構なことだと思いますので、特に問題はないと思います。

議長 只今、地元委員からの発言がありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

【栗本委員挙手】

栗本委員 受付番号16番ですけれども、こんなに広いところ、アスファルト等で舗装するんですよ、そして雨水排水は自然浸透でいいんですか。

事務局 事務局から回答します。

利用計画図によりますと、砂利舗装となっていますので自然浸透するという事です。

議長 受付番号4番の件の中で取水の問題がありました、事務局何か聞いていたら説明をお願いします。

事務局 取水口についてのお尋ねの件ですが、現地確認を行いました12月26日に申請者に打診をしていますが、今現在回答をいただいています。

溝口(知)委員 南側の農地が、耕作してあるのか、耕作をされるのかという問題も必要になるのかと思いますが。これは隣地の承諾が必要ないので、そうしますと今の取水の問題がはっきりしないはずだと私は思いますが、いかがですか。

事務局 先ほど申し上げた中で、12月26日から本日の総会までの間の期間が短いということで、回答をいただけていないという状況です。結果につきまして第2回の総会に報告をさせていただくということでどうですか。

溝口(知)委員 地元の水利組合の印はあるんです。どこから取水するのかをどのように確認して水利組合が印を押したのか疑問なんです。それを確認してからの方が良いと思いますが。南側の人の承諾書もないので。

事務局 許可に関しましては、その確認を得た上で許可を出すという形で、それまでは保留ということにさせていただくことにしますので、ご了解をお願いします。

勝野委員 5番の勝野ですが事務局にお尋ねします。

受付番号4番ですが、今回の申請地並びにその南にある田ですが、ここへの給水はどこから来ているんですか。東側の田が1.5haあるんですが、ここから入っているのであれば、問題なくいけると思うのですが、どう走っているのですか。

事務局 これですが、現場で委員さんに見ていただいて問題になっていましたので、先程の話に繋がるのですが、排水口は西側と東側にありまして排水できる状況になっていました。ただし、取水については確認ができなかったということで、申請者に今確認を取っており、この確認ができるまで許可は下ろさないということで先程説明をさせていただいたところです。

溝口(知)委員 もともとの取水の位置がよく分からない。それから見ていかないと問題解決しないと思いますが。

日比野委員 先ほど保留にさせていただくと言われましたが、議題として一応上がっているので総会の中で、保留にしますということにしなくてはいけないと思うのですが、そこは事務局

事務局 どうですか。事務局の方で保留にしますと言っていいのかどうですか。
 今回の総会において、給水口についての状況が分かるものを提出していただくことに
 させていたideきたいと思います。いかがでしょうか。
 日比野委員 それを事務局の方で決めてしまう方がいいのかどうかということです。そういう形
 でお願ひしたいということであれば分かるんですが。
 事務局 今回の件ですが、北側の農地に入って来る水の場所を確認することで、許可相当という意
 見を付けていただくことができるか否かを審議していただければと思いますので、その
 結果数日後に確認が取ればそのまま許可の方に進めさせていただきますし、今回の案
 件で、埋め立てすることで南側の農地の営農に支障が出るということであれば許可はで
 きませんので、次回の時にお話をさせていただくことになると思います。事務局でこうし
 ますということではなく、審議の中で一定の条件のもとに許可相当としていただければ、
 事務局でそのように対応することなんです。
 議長 可児市が指定市になりましたので、ここで審議し決まったことが、すぐ市長に進達する
 ことによって決定してしまいます。そうしますと、これは今までであったならば県へ進達
 して、県で今月中旬に審議して許可書が帰ってくるのが20日前後になる訳ですが、今
 の場合ですと、短期でもう結論が出てしまう状況になっていますので、ここでの皆さんの
 審議がとりあえず一番重要で大事な要件になります。今、日比野委員が発言されたことが
 正論だと私は思いますが、事務局としては、今は条件付で許可を出していただければ、水
 の取水に関して申請者から説明があつて、問題なしとなれば許可を出しますというあい
 まいな言い方では今後まずいのではないかと私も思う訳ですが、その点どうお考えです
 か。
 事務局 この総会で許可相当とするのか不許可相当とするのか、今回の受付番号4番のよう
 に水の取り入れ口が不明であった場合に条件付とし、条件がクリアできれば許可相当に
 するという審議をして意見として挙げていただくことになるのですが、その意見として
 挙げていただいたことに対して会長のご発言されたように、指定市町村になりましたの
 で、市の方で最終的に決定をするということですので、あくまでも意見として市の方に挙
 げていただいて、最終的に問題になっていることがクリアできれば許可ということにな
 るうかと思ひます。
 議長 地元委員が納得できればいいと思ひますので、そのように審議します。
 溝口(知)委員 いずれにせよ、取水口をはっきりさせていただければ、南側の農地の人が水を確保でき
 ることを確認できればいいと思ひます。現状では保障するものが何もないんです。水利組
 合が印を押しているの、なぜ押しているのかということを含めて、少し不思議に思つた
 のでその辺を確認してOKであれば別に問題ないと思ひます。
 議長 その他何かご意見等ございせんか。
 【奥村(武)委員挙手】
 奥村(武)委員 事務局にお尋ねします。
 住宅を建てる場合ですが、農地を沢山持っている人ですけれども、その場合にその土地
 を選択する場合に、この土地は野菜を作るのでいかん、ここは他の用事で使うからいかん
 とか、いろいろな理由があると思ひますがその基準というものがありますけれどもどう

ですか。これから家を建てようとする人の土地がありますね、どこに建てるかというときにいろいろ不適切だからという理由でその土地に建てるとしています、その選択する基準等がありますか。

事務局 今のお尋ねの件ですが、1種農地とか2種農地の場合ということによろしいでしょうか。

奥村(武)委員 その辺よく分からないのですが。今回の件ですけれども、現在建てられて住んでいる家があるのですが、その前に畑がありまして、その横に住宅を建てられるような状況です。何もこんな田の真ん中に家を建てなくてもいいように思うのですが。許可する場合にこれでいいのかというものがあるかどうかということです。

事務局 今の話は受付番号7番の1種農地のことだと思いますが、3種農地については原則許可となっていて、2種農地については代替地がない場合に許可することができることになっています。1種農地は原則不許可になりますが、今回の農家住宅等、その地域に必要な施設であって、集落に接続している農地であれば例外的に許可できることになっています。

今のご質問は代替地の更に中身のことでしょうか。代わりの土地があるのかないのかということですか。

奥村(武)委員 前の土地ですね、家の前の土地がどういう理由でだめかということ聞いた上で、許可できるとしたのか。本人の意向で今の家の近くに造りたくないからあちらへ移動しただけの理由なのか。

事務局 今回の案件ですと、同じ二野地内で3箇所検討していらっしゃいます。それについては、例えば畑であれば所有者が耕作を継続したいとか、あるいは交渉したけれども折り合いがつかなかったことで断念しています。加えて農振除外がこの前にありますと、農振除外時にも代替地の検討をしていらっしゃいます。その時にも適当な土地がない、農転の申請時にもあらためて検討いただいて適当な土地がないというような場合にこのように挙がってきます。

奥村(武)委員 はい、いいです。

議長 その他何かありませんか。

【意見なし】

議長 ご意見もないようですので、お諮りします。

日程第3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」受付番号4番が取水の問題が解決することが条件とし、受付番号4番以外はこれを許可相当として市に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は許可相当として市に進達することに決しました。

議長 日程第4、議案第3号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題とします。

この件につきましては、他県で不祥事が続きましたので、昨年11月に開催されました

全国農業委員会会長大会において、綱紀保持に関する申し合わせ決議がなされました。これを受けて岐阜県農業会議から農業委員会においても綱紀保持に関する申し合わせを決議するようとの依頼がありました。

可児市農業委員会においては、お手元に配布の法令遵守の申し合わせ決議案を事務局から読み上げていただきます。

事務局 それでは、可児市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議案を読み上げます。

〈可児市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議案 読み上げ〉

議長 日程第4、議案第3号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」は、これを決議することに異議ありませんか。

【全会一致で異議なしの声】

議長 異議ないものと認め、本案件は決議しました。

以上を持ちまして、本日の総会に付議された審議は全て終了しました。

議長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について事務局から説明をお願いします。

それから、先ほど決議した農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についての注意喚起について、委員各位が再認識するため説明してください。

事務局 お手元の書面、「農業委員・農地利用最適化推進委員として注意すべきこと」に基づいて説明します。

〈農業委員・農地利用最適化推進委員として注意すべきこと 読み上げ〉

議長 今回の事務局の説明は、委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施するということが依頼がきていますので、只今の事務局の説明により研修を受けたということをお願いします。

報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告事項について事務局から説明します。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明します。

12月中に届出のあった12月受理分について報告します。

瀬田の方外5名からの届出があり、内訳は相続に伴う届出です。

田は15筆、面積は12,302㎡、畑が20筆、面積は7,698㎡、合計35筆、20,000㎡となっております。

続きまして、農地の適正管理についてです。

農地を耕作していないことなどから、近隣の耕作者・住民等から農業委員会事務局に苦情が寄せられている農地について、農地所有者に対して適正に管理するよう指導を行った農地について報告します。

12月については、別添資料のとおり書面にて指導を行いました。

次に、連絡事項について説明します。

地域別農業委員農地利用最適化推進委員研修会が、1月21日火曜日、会場は関市のわかくさプラザ多目的ホールとなっています。これは13時30分から16時30分まで行われるものです。集合場所は中恵土地区センター駐車場で、12時30分に出発し、17時30分

に帰ってくる予定となっています。

現地確認は、1月28日火曜日の予定になっています。

令和2年第2回総会は、2月3日月曜日午後1時30分から全員協議会室で開催しますのでご参集ください。

議

長

それでは、すべてを終了します。ご苦労さまでした。